

年末・年始における業務の取扱いについて

1. 年末における業務の取扱い

年末における業務の取扱いは12月28日(木)までとなっておりますが、例年年末には業務がふくそうし、混雑が予想されますので、諸手続はできるだけ早めにお済ませくださいますようお願いいたします。

年内に検査受けを予定されている車両のうち

●改造・並行輸入車の事前申請書類は、12月14日(木)

までにご提出いただきますよう、ご協力をお願いします。

2. 年始における業務の取扱い

1月4日(木)から平常どおり行います。

※ お願い

(1) 年末に諸手続が集中すると処理が翌年になることがありますので、できるだけ早めをお願いします。

なお、事業用自動車の代替等で年内に検査・登録の手続を要するものについては、特に早めをお願いします。

(2) 検査及び登録申請の書類は、正確に記入するとともに、内容を十分に点検した上で提出されるようお願いします。

(3) 車検指定日の変更及び空予約は、他の申請者の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

近畿運輸局大阪運輸支局

独立行政法人自動車技術総合機構近畿検査部